

带状疱疹ワクチン任意予防接種の 費用を助成します

市民の带状疱疹の発症を予防するとともに接種費用の負担を軽減するため、带状疱疹ワクチン任意予防接種費用助成事業を実施します。

なお、本事業は補正予算成立後に実施する予定です。

1 带状疱疹とは

带状疱疹は、水ぶくれを伴う発疹（水疱）が、皮膚に分布している神経に沿って帯状に出現する疾患です。子どもの頃に水痘（みずぼうそう）にかかると、水痘・带状疱疹ウイルスが体の中で長期間潜伏感染し、加齢や疲労によって免疫が低下した際などに「带状疱疹」として発症します。また、皮膚症状が治った後も、長い間痛みが残る带状疱疹後神経痛（PHN）になる可能性があります。

2 実施開始時期

令和5年8月から、市内の指定医療機関で実施します。

※令和5年4月1日から事業開始日までの間に、自費により接種した方には、償還払いを行います。

3 対象者

個別接種を行う日に、西東京市に住民登録があり、50歳以上の方

4 接種に伴う市の助成額及び回数（※市指定医療機関での接種が対象）

ワクチンの種類	助成額（定額）	助成限度回数
生ワクチン （ビケン）	5,000 円/回	1 回
不活化ワクチン （シングリックス）	10,000 円/回	2 回（最大）



5 補正予算額（案）

3,429 万 8 千円

6 助成を受けるには

市指定医療機関へ直接予約を取り、接種を受けます。

※詳しい手続きのご案内は、令和5年7月下旬（予定）に、市ホームページに掲載します。

【問い合わせ先】 健康福祉部 健康課（TEL：042-438-4021）